

第2次四條畷市スポーツ推進計画

令和4年度（2022）－ 令和8年度（2026）

令和4年3月



も く じ

第1章	はじめに	1
第2章	計画策定の背景	3
1	国のスポーツ推進に係る動向	3
2	大阪府のスポーツ推進に係る動向	4
3	本市のスポーツ推進に係る状況及び課題	5
第3章	基本的な考え方	10
1	計画の目標	10
2	計画の位置付け	10
3	目標年次	11
4	本計画におけるスポーツの定義	11
第4章	本市の社会資源	12
1	市内スポーツ施設の状況	12
2	市内スポーツ関係団体の状況	13
3	市内学校施設等の状況	14
第5章	計画の基本方針	15
第6章	施策の推進	16
1	ライフステージに応じたスポーツ機会の創出	17
2	地域力を活かした取組み	19
3	各種競技スポーツのレベルアップ	20
4	スポーツ施設の充実	21
第7章	計画の推進体制	22
1	計画の推進体制	22
2	計画の進行管理	22
	用語解説	23

第1章 はじめに

本市では、学校、家庭、地域のあらゆる環境でスポーツが推進され、すべての市民が生涯にわたり健康で明るく生きがいに満ちた人生を送れるようスポーツ推進の基本的な考え方を取りまとめ、施策を推進する指針として、令和元年5月に四條畷市スポーツ推進計画を策定しました。

第1次計画策定からこれまでの間、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。最たる変化は、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大によるものです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くのスポーツの機会が失われ、そのあり方が問われることとなりました。三密を回避するため各地でオンラインでのイベントが開催され、オンラインでマラソンを楽しむことやスポーツ教室の指導を受けるなど空間を同じくせず活動する取組みが推奨されました。

そのような状況のなか、令和3年8月には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。さまざまな不安を抱えながらの開催ではありましたが、全世界が閉塞感に包まれていた中で、多くの選手の活躍はもとより大会を支えるスタッフの献身的な姿は私たちに多くの感動と勇気を、そして改めてスポーツの持つ力のすばらしさを認識させてくれた大会となりました。

今後も、私たちを取り巻く生活スタイルは、社会情勢などの変化により、変容を続けていきます。ウィズ・コロナ、アフター・コロナの時代に対応すべく、オンラインを含めた取組みも加速していくものと見込まれます。社会情勢の変化を受け、スポーツ施策においてはその変化に対応していくとともに、スポーツを単なる競技や体力づくりだけでなく、それぞれの興味、関心などに応じて、「みる」ことや「ささえる」ことなどさまざまな関わり方の視点を加えて推進していくことが肝要となります。また、スポーツには心身を健康に保ち、ストレスを軽減し、さらに、人々のコミュニケーションを円滑にする力があり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に必要不可欠であることはこれからも不変です。この認識のもと、第2次スポー

ツ推進計画では、これまでの取組みを活かしながら、市民のご協力のもと、本市のスポーツを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました関係各位の皆様には、深く感謝を申し上げます。

令和4年 3月

四條畷市教育委員会

第2章 計画策定の背景

1 国のスポーツ推進に係る動向

近年、少子高齢化社会を背景に、全般的な健康志向や介護予防、健康寿命の延伸等に向けた個々の健康づくりが進むなか、運動、スポーツ活動などに対するニーズが高まっています。

わが国では、平成22年8月に、概ね10年間のスポーツ施策の基本的な方向を定めるべく、スポーツ立国戦略が策定されました。

その戦略には、新たなスポーツ文化の確立をめざし、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の促進」を基本的な考え方として位置付けました。

その後、平成23年6月にスポーツ振興法（昭和36年制定）を全面改正し、スポーツ立国の実現を国家戦略に位置付けるスポーツ基本法が制定されました。

さらに、平成24年3月にはスポーツ基本計画を策定のもと、年齢や性別、障がいの有無などを問わず、国民が広く関心、適性などに応じてスポーツに参画できる環境の整備を基本方針に掲げ、多岐に及ぶ取組みが進められてきました。

平成27年10月にはスポーツ庁を設置し、平成29年3月には『スポーツ参画人口』を拡大し、他分野との連携・協力により『一億総スポーツ社会』の実現に取り組むことを基本方針とした第2期スポーツ基本計画を策定。ライフスタイルや価値観の多様化などにより、スポーツの楽しみ方が拡大し、「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」といった観点から多様なスポーツへの関わり方が推進されています。

また、令和3年度中には第3期スポーツ基本計画の改訂が進められており、状況に応じて既存の枠組み等を見直し・改善するとともに、新しい方法やルールを創出するなど、スポーツを「つくる／はぐくむ」といった視点が新たに追加されることや、共生社会の実現に向けた取組みをさらに推し進め、さまざまな立場や状況の人々が「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会を実現すること、すべての人がスポーツにアクセスできる社会を実現することをめざすこととしています。

★コラム①～スポーツSDGsについて～★

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

スポーツ庁では、このSDGsの達成にスポーツで貢献していくこととしており、スポーツの持つ、人々を集める力や人々を巻き込む力を使って、SDGsの認知度向上、ひいては、社会におけるスポーツの価値のさらなる向上の取組みを推進しており、本市においてもこの取組みを推進していきます。

スポーツの力を活用した
SDGs達成への貢献

スポーツSDGs



2 大阪府のスポーツ推進に係る動向

大阪府では平成24年4月に大阪府スポーツ推進計画を策定し、「大阪スポーツ王国の創造」をめざす目標に据え、生涯スポーツ社会の実現を推進してきました。平成29年12月には「スポーツがあふれる、スポーツでつながるOSAKA」を目標に置き、第2次大阪府スポーツ推進計画を策定し、府民の身近なところでスポーツを「する」「みる」「ささえる」機会があふれ、スポーツで「ひと」「もの」「組織」がつながり、さらに世界に、未来につながるOSAKAをめざして、生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた都市魅力の創造をさらに推し進めています。なお現在、令和4年度を始期とする第3次大阪府スポーツ推進計画の策定に向けて

議論が進められており、都市魅力の向上や少子高齢化、共生社会の実現、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（ウィズ・コロナ、アフター・コロナ）等社会的課題に対応して、社会におけるスポーツの価値を改めて見出したうえで、「スポーツによる健康づくり」「スポーツツーリズムの推進」を重点的に盛り込み、「生涯スポーツの推進」「スポーツによる都市魅力の創出」に取り組むものとして改訂が進められています。

3 本市のスポーツ推進に係る状況及び課題

本市では、第6次四條畷市総合計画の基本計画において、生涯スポーツの振興に関する施策を掲げています。また、教育振興ビジョンにおいては、生涯スポーツの振興を掲げ、地域に根差したスポーツ振興の体制づくりを進めてきました。令和4年度以降は教育振興ビジョンからの取組みを継承して、教育振興基本計画において「人生をより豊かに過ごすため、いつでも、どこでも、だれもがライフステージ、ライフスタイルにあわせて主体的に学び、スポーツ・レクリエーション活動等に参加ができるよう、関係団体との連携した推進体制を充実させること」を施策の方向性に掲げ、スポーツ推進を図ります。

具体には、令和元年5月に策定したスポーツ推進計画に基づき、市民体育祭や畷歩こう会、ソフトバレーボール交流会やニュースポーツ体験事業などさまざまな取組みを実施しています。また、多くのスポーツ団体や自治会、社会教育団体及び個人等による自主的、主体的、かつ多種多様なスポーツ活動が展開されています。

しかしながら、今後の事業推進にあたっては次の3つの課題を踏まえて、関係部署や各種スポーツ団体との協働のもとでの取組みが必要です。

(1) ライフスタイルの多様化

社会環境は大きく変化を続けています。特にインターネット社会が進展し、利便性の向上、情報化の進展などにより、これまでとは生活スタイルそのものが変わり、より便利になりました。しかしながら、インターネット社会の進展は、一方では地域とのつながりの希薄化や体力低下を招くなどの要因ともなっています。スポーツは体力の維持向上および健康寿命を延伸する観点のみならず、人と人、人と地域と

のつながりを育む観点からも、非常に重要な意義があります。さまざまなスポーツを楽しむことができる機会を創出し、より多くの市民に関心を持ってもらい、参加してもらうことが課題です。

また、あらゆる人がスポーツを楽しむことができるよう、ニュースポーツも各地で盛り上がりを見せており、パラリンピック独自競技となっているボッチャでは東京2020パラリンピックで日本人選手が初の金メダルを獲得し注目を集めました。今後、子どもから高齢者、障がいのある人やLGBTQの人も含めあらゆる人が安心してスポーツに参加できる環境づくりも欠かせません。

★コラム②～「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」～★

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について、令和元年度と平成25年度の四條畷市の結果を比べると微減しており、また、令和元年度の四條畷市の結果は全国と比較して下回る結果となっています。

なお、スポーツ庁では、令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査は新型コロナウイルス感染症の影響のため十分なデータを得られなかったことから、「参考値」として公表しています。このことから、表中には令和元年度の数値を使用しています。

●体力合計点●

※握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8種目の体力テストごとの成績を1点から10点に得点化し、合計して表したものです。

※全国を50としています。

		小学5年生男子	小学5年生女子	中学2年生男子	中学2年生女子
平成25年度	全国	50.0	50.0	50.0	50.0
	大阪府	48.5	47.8	48.2	48.2
	四條畷市	47.8	47.4	49.5	51.3
令和元年度	全国	50.0	50.0	50.0	50.0
	大阪府	48.5	48.2	48.8	48.6
	四條畷市	47.5	46.6	49.2	49.2

★コラム③～四條畷市のスポーツ少年団本部・体育協会の推移～★

少子化の進行に加えて、スポーツ種目や習い事の多様化、団体に属さず個々での活動を希望するなど市民ニーズの多様化に伴い、スポーツ少年団本部団員数や体育協会連盟数は減少傾向にあります。全国的にも同様の傾向が確認されており、まずはスポーツへの関心を高めるとともに、団体の活動状況などを知る機会の創出などのPRを幅広い層へ向けて行うことが、これまで以上に必要です。

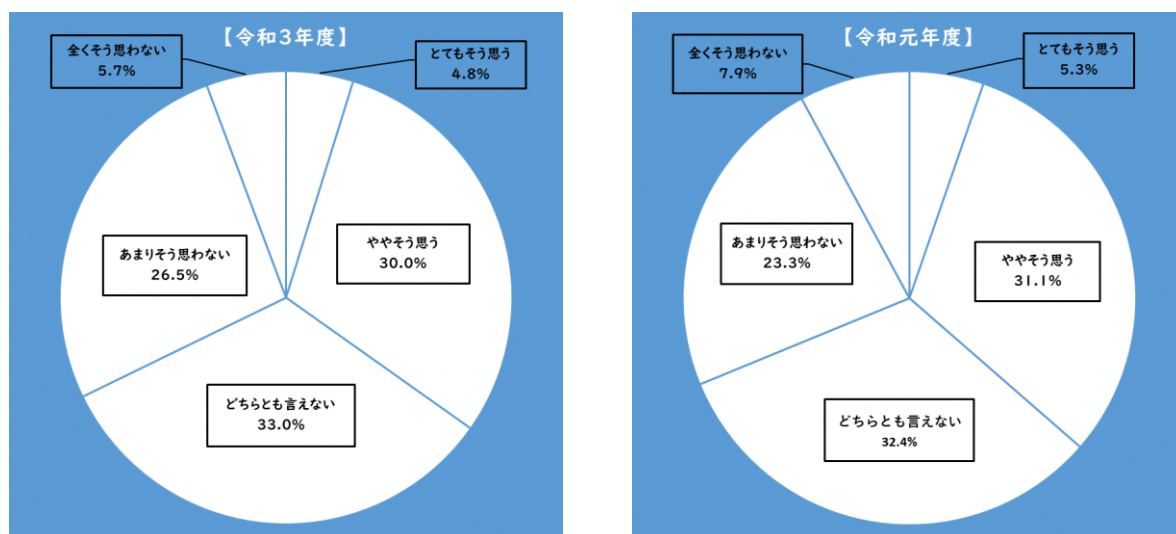
	スポーツ少年団本部団員数	体育協会の連盟数
平成29年度	676人	17連盟
平成30年度	630人	
平成31年度 (令和元年度)	607人	
令和2年度	532人	16連盟
令和3年度	459人	

(2) 施設の老朽化および環境の変化

市民総合体育館は平成7年に建設され、約25年が経過しています。市民活動センターは旧北出小学校(昭和53年建築)を転用しており、建築後約40年が経過しています。特に市民活動センター体育館は非耐震施設であることから、令和4年度以降には耐震化を図るとともに、老朽化対策のための改修を予定しています。

また、屋外体育施設では、各施設の設置後に大規模な施設整備は行っておらず、現在では施設の周辺に民家が立ち並ぶなど、施設の建設当初とは大きく環境が変わった施設もあることや、競技に使用する道具の進化なども相まって、市民が安心してスポーツをするにあたっての施設設備に課題が生じています。

市民意識調査の結果●テニスコートや体育館などの運動施設が充実している●



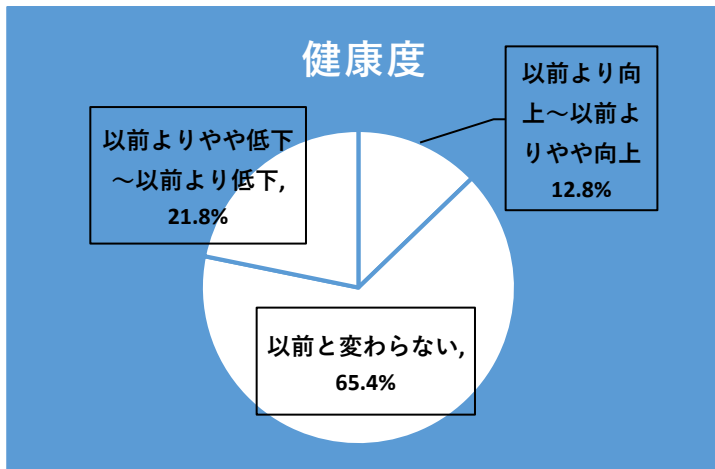
令和3年度の調査では、肯定的な意見が否定的な意見を僅かに上回っています。しかしながら、令和元年度と令和3年度を比較すると、肯定的な意見が1.6%減少し、否定的な意見が1.0%増加している状況であることから、市民のみなさんが、よりスポーツを身近に感じ、気軽に楽しむことができるよう計画的な環境整備が必要です。

(3) 新型コロナウイルス感染症に伴うスポーツ活動の変化

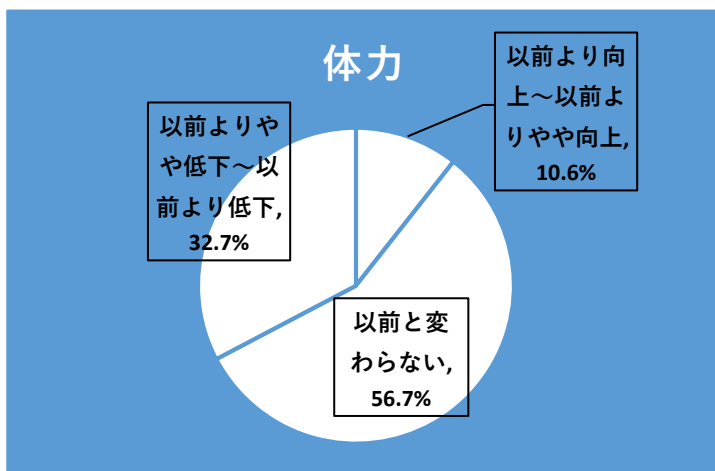
令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症によりさまざまなスポーツ大会やイベントの中止や延期、規模縮小など多大な影響が続いています。外出の自粛が求められ、施設の休館や利用制限、学校のクラブ活動の自粛などにより、日常の運動やスポーツ活動が困難な状況になりました。

令和3年2月にスポーツ庁が実施した「新型コロナウイルス感染症の流行による国民のスポーツへの参画状況や意識の変化、健康状態等に関する調査研究」によると「スポーツをする・みる環境の変化による、国民の健康状態（体力）への影響」は次のとおりとなっており、コロナ禍前と比較して健康度、体力、運動不足解消状況の3つの項目すべてで低下が認められます。

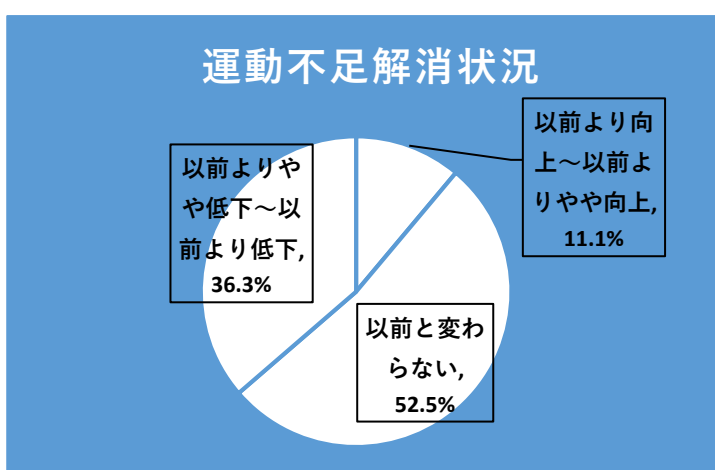
「新型コロナウイルス感染症の流行による国民のスポーツへの参画状況や意識の変化、健康状態等に関する調査研究」より「スポーツをする・みる環境の変化による、国民の健康状態（体力）への影響」（令和3年2月スポーツ庁実施）



「以前より向上」と「以前よりやや向上」の合計が12.8%であるのに対して「以前より低下」と「以前よりやや低下」の合計が21.8%であり、低下したとの回答が9.0%上回っています。



「以前より向上」と「以前よりやや向上」の合計が10.6%であるのに対して「以前より低下」と「以前よりやや低下」の合計が32.7%であり、低下したとの回答が22.1%上回っています。



「以前より向上」と「以前よりやや向上」の合計が11.1%であるのに対して「以前より低下」と「以前よりやや低下」の合計が36.3%であり、低下したとの回答が25.2%上回っています。

※回答はその他の各質問の回答者数を基礎とした百分率で示し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%になっていません。

この結果は全国の調査結果ですが、本市においても同様の傾向があるものと推測されることから、ウィズ・コロナ、アフター・コロナの時代に即して、安心・安全にスポーツを行うための情報提供や運動機会の創出が必要です。

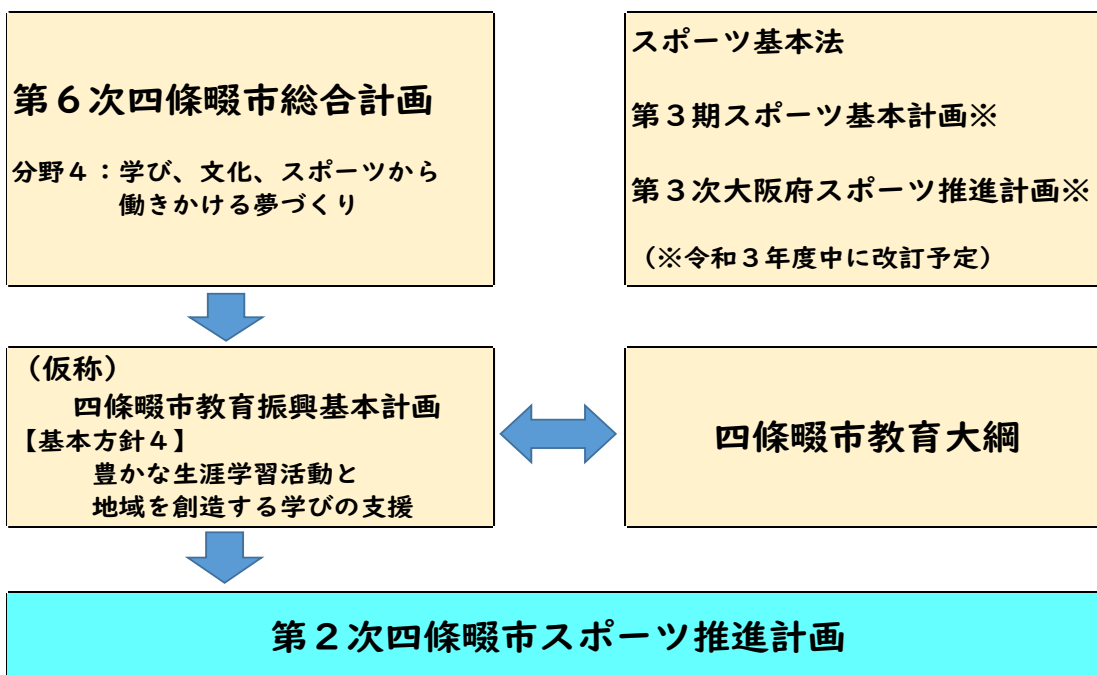
第3章 基本的な考え方

1 計画の目標

本市のスポーツ推進に係る状況及び課題をとらえ、本市が有する社会資源をもとに、各種施策の総合的、効率的展開に向けて、具体的な施策を明らかにし、その実現に努め、すべての市民が、それぞれの体力や年齢、技術、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも広くスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

2 計画の位置付け

本計画は、国のスポーツ基本法及びスポーツ基本計画を踏まえつつ、本市のまちづくりの指針である第6次四條畷市総合計画や四條畷市教育振興基本計画を上位に、各計画との整合性のあるものとしします。



3 目標年次

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、教育振興基本計画の進捗状況の確認、評価を経て、見直しを行います。

また、計画期間中、国や大阪府の動向や社会、経済情勢の変化に応じて計画の見直しの必要が生じた場合には、柔軟に対応することとします。

4 本計画におけるスポーツの定義

本計画におけるスポーツとは、技術や能力を伸ばすことを主旨とした競技スポーツだけではなく、年齢や性別、障がい等を問わず、すべての市民が広く体力や健康の維持、増進、介護予防等を本旨とした軽い運動をはじめ、ストレス解消や気晴らし、地域の多様な方々との交流につながるレクリエーション等、生活を豊かにするあらゆる自発的な身体活動を「する」ことを含みます。

また、スポーツ観戦や応援など「みる」こと、スポーツ活動を指導者や審判員、ボランティアなどとして「ささえる」ことのほか、既存のスポーツの枠組みや考え方にとらわれず柔軟に見直しや改善を図りながら、柔軟に個々の状況等に応じた方法やルールを考え出したり創り出したりするといった「つくる」ことや「はぐくむ」こともスポーツに含まれます。

第4章 本市の社会資源

1 市内スポーツ施設の状況

令和3年度現在の市内体育施設の状況は以下のとおりです。

(1) 体育館

社会教育施設として四條畷市市民総合体育館(愛称:サン・アリーナ25)が、地区体育館として市民活動センター体育館があり、コロナ禍前にはどちらも占用利用率が80%前後となっており、高いニーズがあると認められます。

また、各小中学校の体育館は、学校教育上支障がないと認める限り、貸出しを行っています。

(2) 屋外体育施設(グラウンド)

市民グラウンド、青少年コミュニティー運動広場、北谷公園のほか、四條畷市総合公園があります。

また、各小中学校屋外運動場は学校教育上、支障がないと認める限りにおいて貸し出し、四條畷中学校及び四條畷西中学校屋外運動場には夜間照明を備えています。

(3) 屋外体育施設(テニスコート)

市民グラウンド横、市民運動広場清滝、田原テニスコートの計5面のクレーコートとなわて水みらいセンター内に計4面の砂入り人工芝コートがあります。

いずれも継続的な利用をいただいておりますが、特になわて水みらいセンター内の砂入り人工芝コートはオープン以来、高い人気を維持しています。

(4) その他の体育施設

市民運動広場清滝にフットサル場、市民運動広場さつきにゲートボール場と多目的広場があります。その他、緑の文化園内の施設や府立高等学校等体育施

設開放事業として四條畷高等学校及び交野支援学校四條畷校の屋外施設を、市民や団体に利用いただくことで、活動場所の確保を支援しています。

また、令和2年7月23日からは四條畷南中学校跡地運動場については、再編整備を開始するまでの間、暫定的に活用を図るべく、市民のスポーツ振興及び生涯学習の実践を趣旨に貸出を開始し、各種団体のほか地域の方々にもご利用をいただいています。

旧四條畷東小学校についても、閉校後の暫定利用として体育館および屋外運動場を地域に貸出し、スポーツ活動の拠点となっています。

2 市内スポーツ関係団体の状況

令和3年度現在、教育委員会と協働している主な市内スポーツ関係団体は以下のとおりです。

(1) 四條畷市スポーツ推進委員会

スポーツ基本法に基づき、本市におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、スポーツ推進委員を委嘱し、その業務が円滑に行えるよう、本委員会が設置されています。

スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツ振興のための事業実施に対して、専門的見地から支援していく役割を担いつつ、実技指導等の技能向上に努め、市民の健康増進に資する様々な活動を行っています。

(2) 四條畷市体育振興協議会

地域スポーツの活性化を図るため、各地区から推薦の市民で組織されています。スポーツに関する地区の意向を市あて直接反映できる存在であり、地区の協力体制を活かして、生涯スポーツの推進に向けた事業を企画しています。

(3) 四條畷市体育協会

本市各競技スポーツ団体の集合体であり、競技団体の育成、協調に取り組みながら、市民スポーツの普及向上を図り、各種事業を展開されています。

令和3年現在、16の競技団体が加盟し、年齢に関係なく、競技スポーツからレクリエーションスポーツまで、幅広いスポーツ活動を推進しています。

また、加盟団体実施の各種競技大会を支援したり、競技団体の功績のあった個人や団体を表彰するなど、市民に身近なスポーツ活動支援にあたっています。

(4) 四條畷市スポーツ少年団本部

スポーツを通じて、青少年の健全育成に重点を置いたスポーツ活動を展開しています。

本市では、昭和51年よりスポーツ少年団本部を結成し、令和3年現在、団員が459人を数え、子どもたちが競技スポーツに取り組み、仲間とともに歓びを得、自己成長につなげる場として重要な活動を展開しています。

3 市内学校施設等の状況

本市には大阪電気通信大学、四條畷高等学校及び交野支援学校四條畷校といった教育施設に加え、民間のスポーツ施設、スポーツ団体が多数存在します。

これらは本市のスポーツ振興に欠かせない要素となっています。

第5章 計画の基本方針

1 ライフステージに応じたスポーツができる機会の創出

市民が、本市の地域性や住民の特性に合致したスポーツ活動を身近に楽しめるよう、地域スポーツを支える体制づくりのもと機会の創出を進めます。

2 地域力を活かした取組み

市内スポーツ団体及び指導者と連携を図り、情報提供や支援を通じて効果的にネットワーク化することで、スポーツ活動（参加、観戦、支援など）が活発に行われるまちづくりを実現します。

3 各種競技スポーツのレベルアップ

関係団体と連携して、トップアスリートをめざせる環境を築き、競技スポーツと生涯スポーツの好循環を生み出します。

4 スポーツ施設の充実

多くの市民が自らの体力に応じたスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツ施設の整備を図ります。

第6章 施策の推進

目標および4つの基本方針に沿った取組みを進めるにあたり、基本方針ごとに取り組むべき項目を以下のとおり定めます。

基本方針	取組み項目
1 ライフステージに応じたスポーツができる機会の創出 (ウイズ・コロナ、アフター・コロナの時代に即した運動機会の創出)	(1) 幼児期から青少年期のスポーツ推進
	(2) 働き盛り、子育て世代のスポーツ推進
	(3) 高齢者世代のスポーツ推進
	(4) 障がいのある人のスポーツ推進
2 地域力を活かした取組み	(1) 各種スポーツ団体との事業協働
	(2) 地域スポーツ指導者個人との協力体制の構築
	(3) ボランティアの活用
	(4) 適切な情報提供
3 各種競技スポーツのレベルアップ	(1) 選手育成
	(2) 指導者育成
	(3) スポーツ活動に関する表彰
4 スポーツ施設の充実	(1) スポーツ施設の整備及び利用者の利便性向上

また、各取組み項目のうち以下のものを第2次計画の重点取組み項目とし、本市のスポーツ振興を図ります。なお、重点取組み項目については特に目標数値を掲げ客観性を重視した評価基準に基づき進捗管理を行うこととします。

重点取組み項目①

- 1 ライフステージに応じたスポーツができる機会の創出
(ウイズ・コロナ、アフター・コロナの時代に即した運動機会の創出)
- (1) 幼児期から青少年期のスポーツ推進～(4) 障がいのある人のスポーツ推進

重点取組み項目②

- 4 スポーツ施設の充実
- (1) 既存スポーツ施設の整備及び利用者の利便性向上

基本方針Ⅰ ライフステージに応じたスポーツができる機会の創出

(ウィズ・コロナ、アフター・コロナの時代に即した運動機会の創出)

少子高齢化、生活の利便性の向上などを背景に、スポーツに対するニーズは多様化しています。誰もがスポーツに気軽に接し、行うことができるよう、市民ニーズの把握に努め、既存事業の主旨や方向性を再確認したうえで、事業の創造的な改善に努めます。

また、ウィズ・コロナ、アフター・コロナに対応すべく、オンラインを含めた取り組みなど、安心安全にスポーツに親しむ機会の創出に努めます。

(1) 幼児期から青少年期のスポーツ推進

- ・幼児期の運動体験や運動の好き嫌いが、その後の体力や運動能力に影響を与えることから、幼児期における運動習慣の定着を積極的に図ります。
- ・特に、青少年期のスポーツ活動に密接に関わるスポーツ少年団本部や各小中学校と連携を図るとともに、各種スポーツイベント等を通じて、様々な運動やスポーツに親しむ機会を創出し、運動の楽しさを感じてもらえることができる施策を推進します。

<主な取組み> 子ども体操教室、親子ふれあい体操、いきいき親子運動会

(2) 働き盛り、子育て世代のスポーツ推進

- ・子育て世代が気軽に参加できるレクリエーションスポーツを啓発するとともに、子どもと一緒に参加できるスポーツ機会の提供を進めます。
- ・趣味や生きがいづくりのために行うスポーツ活動を支援します。
- ・体力テストの実施、特定保健指導での運動習慣化の啓発、スポーツ人口の拡充を図ります。

<主な取組み> 市民体育祭、ニュースポーツ体験、ソフトバレーボール交流会

(3) 高齢者世代のスポーツ推進

- ・健康で豊かな高齢期が実現できるよう、誰もが気軽に参加できる軽スポーツを啓発します。

- ・健康寿命延伸施策との連携を図り、日常生活で意識的に体を動かす習慣を啓発します。
- ・高齢者の居場所に介護予防運動やレクリエーション活動を取り入れることで、無理なくスポーツ活動ができる環境を整えます。

＜主な取組み＞ 暇歩こう会、なわて健活講座

(4) 障がいのある人のスポーツ推進

- ・障がいのある人にとってもスポーツは、社会参加や自立の促進、生きがいに重要であり、共生社会の実現に不可欠との観点から、障がいの状況に合わせた支援に努めるとともに、場の提供など、その活動を側面から支援します。

＜主な取組み＞ ニュースポーツ体験、ボッチャなどのスポーツ備品の貸出

★重点取組み項目の数値目標★

1 ライフステージに応じたスポーツができる機会の創出

(1) 幼児期から青少年期のスポーツ推進

～(4) 障がいのある人のスポーツ推進

●生涯学習推進課および市民総合体育館指定管理者による

スポーツの機会の創出状況の向上●

※直近の令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業が多数あることから、令和元年度の数値を用いています。（参考：令和2年度・98件）

※令和元年度の160件には複数回の連続講座や競技スポーツに関する事業が多い傾向にあることから、スポーツにあまり関心がない人や障がいのある人など、さまざまな市民が気軽に参加できるスポーツの機会の創出を中心に向上を図ります。

令和元年度	令和8年度目標
160件	200件

2 地域力を活かした取組み

地域の主役である市民は、地域の魅力そのものです。

地域に根付いた指導者を把握のうえ、その活動を支援し、地域の潜在能力に焦点を当てることによって、本市の個性あるスポーツ振興の未来が拓きます。

(1) 各種スポーツ団体との事業協働

- ・各主体の連携、協働を促し、それぞれの特性を相互に補完しながら、本市のスポーツ振興事業を地域とともにつくります。
- ・各種スポーツ団体と協働のもとで、市民体育祭などのスポーツ振興事業を検討し、実施します。

<主な取組み> 市民体育祭

(2) 地域スポーツ指導者との協力体制の構築

- ・本市にゆかりのあるスポーツ関係者と協働し、情報提供や協力体制を構築することで、スポーツ支援体制のネットワークを実現します。
- ・地域で活動しているスポーツ指導者の活動への支援として、関係団体や市民の活動に有益な情報を提供するほか、会場提供等の支援に努めます。
- ・スポーツ活動に対する財源の確保に努めます。

<主な取組み> スポーツ指導者の把握と情報共有

(3) ボランティアとの連携

- ・スポーツ振興に関する事業に意欲のあるボランティアと積極的に連携します。
- ・ボランティアとして自身の知識や技能を活かせる生涯学習ボランティア制度の普及、啓発に取り組みます。

<主な取組み> 生涯学習ボランティアの普及、啓発

(4) 適切な情報提供

- ・普段からスポーツに取り組んでいる方や運動を始めるきっかけを探している人に対し、ニーズに合った情報を適時に提供するよう努めます。

＜主な取組み＞ 広報やホームページ、市公式SNS等による情報発信

3 各種競技スポーツのレベルアップ

トップアスリートをめざすことができる環境の創出は、スポーツ振興だけでなく、まちの活性化につながります。

また、競技スポーツと生涯スポーツの好循環を生み出すことで、市域全体にわたるスポーツ振興に近づきます。

(1) 選手育成

- ・スポーツ教室等を実施し、スポーツの持つ素晴らしさを体感できる機会を提供します。
- ・練習の成果を発表できる場として、市内スポーツ関係団体と連携を図り、各種大会を適宜開催します。

＜主な取組み＞ 市民総合体育大会、大阪府総合体育大会

(2) 指導者育成

- ・適時に個々の特性や発育、発達段階に合わせた指導は、スポーツ能力の向上に重要との観点に立ち、スポーツ指導者が適切な指導方法やトレーニング方法等の有用な情報を習得できる機会を設けます。

＜主な取組み＞ 北河内地区スポーツ少年団連絡協議会指導者研究交流大会、スタートコーチ養成講習会、スポーツコンディショニング講座

(3) スポーツ活動に関する表彰

- ・スポーツ活動において、特に功績が顕著な個人、団体へ奨励賞を授与し表彰することにより、本市での活動の振興、発展を促進します。

＜主な取組み＞ 体育・文化奨励賞

4 スポーツ施設の充実

市民のスポーツ振興に向けた活性化及び意欲の醸成を図るにあたり、活動場所の確保は極めて重要な課題です。

(1) スポーツ施設の整備及び利用者の利便性向上

- ・スポーツ施設全般については、老朽化、バリアフリー等の状況を踏まえ、実情に応じた施設の見直しを図るとともに、今後の施設の方向性を定め、関連計画に基づく整備を推進します。
- ・スポーツ施設及び設備については、指定管理者等と連携し、ライフサイクルコストを踏まえた適切な維持管理及び計画的な改修、修繕を図ります。
- ・公共施設予約システムの機能拡充を通じ、施設利用の利便性を高め、利用者満足度の向上をめざします。

<主な取組み> 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（公共施設）に則った施設整備計画の検討、公共施設予約システムの機能拡充

★重点取組み項目の数値目標★

市民意識調査：「テニスコートや体育館などの運動施設が充実している」の肯定的意見の割合の向上

※令和3年度の数値の10%にあたる3.5%の向上を令和8年度の目標数値としています。過去3年間の市民意識調査では、肯定的意見の割合が毎年上下に変動をしています。地域によっては過去3年間一貫して肯定的意見が上回っているところ、逆に否定的意見が上回っているところなどさまざまです。また、肯定的意見と否定的意見が毎年大きく変動している地域も見られますが、明確な変動要因は不明瞭であることから、施設の維持更新を順次計画的に行うことで、全体の肯定的意見の割合を向上させていくこととして目標数値を設定しています。

令和元年度：36.4% → 令和2年度：32.9% → 令和3年度：34.8%

令和3年度	令和8年度目標
34.8%	38.3% ※小数第2位四捨五入

第7章 計画の推進体制

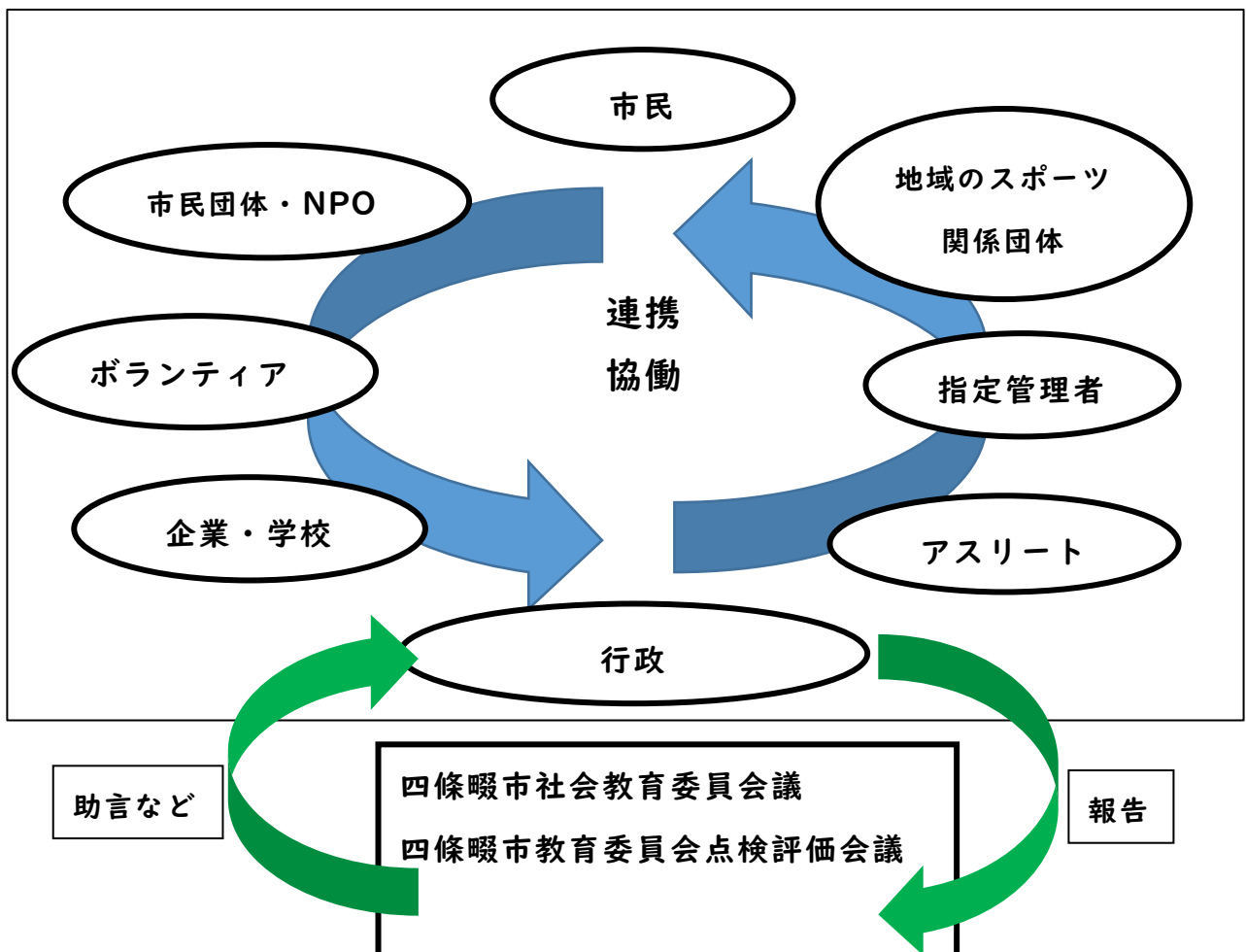
1 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、健康、福祉、子育て、教育、地域コミュニティ等、庁内各分野の連携を強化するとともに、地域のスポーツ関係団体や学校、民間団体等との連携、協働ができる体制を整えます。

2 計画の進行管理

本計画に掲げる取組みの進捗状況については、四條畷市社会教育委員会議や四條畷市教育委員会点検評価会議での助言に基づき検証を行います。

また、検証の際にはP D C Aサイクルに基づき、事業の継続的な改善に努めます。



用語解説

●健康寿命

WHO（世界保健機関）が提唱した新たな指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間、すなわち健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

●スポーツ基本法

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を改正し、平成23年8月24日に施行された法律であり、スポーツに関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められており、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている。

●スポーツ基本計画

スポーツ基本法の規定に基づきスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるもの。

●大阪府スポーツ推進計画

平成8年に『大阪府生涯スポーツ社会づくりプラン』を策定し施策を推進してきた成果を活かし、平成23年8月に「スポーツ基本法」が制定されたことを踏まえて新たな課題に対応し、今後の大阪府の生涯スポーツの振興をより一層進めるため、平成24年4月に策定された。

●共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会。すなわち、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●スポーツツーリズム

スポーツ観戦や、各競技大会への参加、スポーツに関するイベントへの参加など、スポーツに関連したことを主な目的として行う観光旅行。

●生涯スポーツ

身近な生活の場にスポーツを取り入れ、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつまでも、どこでも、誰でも、生涯を通じてスポーツに親しむこと。

●ニュースポーツ

20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群で、子どもから高齢者まで「いつでも、どこでも、誰にでも」気軽に参加できるように、これまでのスポーツをアレンジしたり、新しく考えたりしたもの。専門的技術や経験がなくても、年齢を問わず参加しやすく、無理なく継続できるスポーツ。

●ボッチャ

重度脳性まひなどの比較的重い運動機能障がいがある人のために、ヨーロッパで誕生したスポーツで、パラリンピックの正式種目となっている。ジャックボール

(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけることができるかを競う対戦形式のスポーツ。

●LGBTQ

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジェンダー(性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自身のセクシャリティが分からない、決められない、決めない人)のそれぞれの頭文字を並べた性的マイノリティの人を表す総称。

●クレーコート

土でできたテニスコート。

●PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定、評価)、Action(対策・改善)を循環させることで、マネジメントの品質を高めようという概念。

●ウィズ・コロナ

新型コロナウイルス感染症と共にあるというコロナウイルスと共存する世界をいう。

●アフター・コロナ

新型コロナウイルス感染症が終息した世界をいう。